

瀬戸市旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 3 年 3 月 3 0 日

瀬戸市長 増岡 錦 也

瀬戸市規則第 7 号

瀬戸市旅費条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市旅費条例施行規則（昭和 2 6 年瀬戸市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表地域の欄中「、幡豆郡一色町、同郡吉良町、同郡幡豆町」を削る。

附 則

この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。